# 〈⑥成果有体物の取り扱いについて〉

令和3年度 公正な研究活動のための研修 資料編より抜粋



### 【成果有体物とは】

役職員等が大学の業務として作製した有体物で、学術的・技術的価値を有するもの。

成果有体物を外部機関に提供する、もしくは外部機関から提供を受ける場合、以下の手続き後、当該外部機関と成果有体物 提供契約(MTA)を締結する必要があります。

## 1. 遺伝子組換え実験等の手続き

成果有体物が「遺伝子組換え生物等」である場合、遺伝子組換え生物等の実験計画の承認を得たうえで、遺伝子組換え生物等の 譲渡の際に先方へ提供した情報提供書(国外譲渡の場合は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に 関する法律施行規則」第37条に基づく様式12)・譲受の際に先方から提供を受けた情報提供書を、学長宛に提出することが必要です。

(担当:研究企画課総務・管理グループ kenkik.som@jim.titech.ac.jp)

#### 2. 安全保障輸出管理の確認

成果有体物を海外へ搬出する場合、安全保障輸出管理上の確認が必要です。

(担当:国際部国際連携課総務グループ stc.soudan@jim.titech.ac.jp)

# 3. 海外からの遺伝資源の提供を受ける場合の確認

海外からの遺伝資源の入手に関しABS手続きが必要です。詳細については、以下URLをご参照ください。

ABS (Access and Benefit Sharing) とは: http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs tft/(ABS学術対策チームHP)

(担当:産学連携課知的財産グループ san.chi@jim.titech.ac.jp)

# 4. 成果有体物の譲渡・譲受の手続き

本学提供:成果有体物届出書の提出,先方提供:先方が希望する場合,MTA締結が必要です。

(担当:産学連携課知的財産グループ san.chi@jim.titech.ac.jp)

	遺伝子組換え生物		遺伝子組換え生物でない	
	国内	海外	国内	海外
本学提供	・譲渡に伴う情報提供書の提出 (成果有体物は、遺伝子組換え 実験計画の承認済みであること) ・成果有体物届出書の提出	・譲渡に伴う施行規則第37条に基づく様式 12の提出(成果有体物は、遺伝子組換え実 験計画の承認済みであること) ・安全保障輸出管理の確認 ・成果有体物届出書の提出	・成果有体物届 出書の提出	<ul><li>・安全保障輸出管理の確認</li><li>・成果有体物届出書の提出</li></ul>
先方提供	・遺伝子組換え実験計画の承認 ・譲受に伴う情報提供書の提出	・遺伝子組換え実験計画の承認 ・譲受に伴う情報提供書の提出		